

令和8年8月

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

アクア少額短期保険株式会社

令和8年8月13日からの大雨により被害を受けられました皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。
災害救助法の適用を受け、弊社では災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新保険料のお支払いについて、支払期限（支払猶予期限のある商品は支払猶予期間末日）から一定の猶予期間を設ける特別措置をいたします。
この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫
お客様相談窓口 ： 0120-282-595
受付時間 ： 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
千葉県	千葉市（ちばし） 市川市（いちかわし） 船橋市（ふなばしし） 館山市（たてやまし） 松戸市（まつどし） 茂原市（もばらし） 佐倉市（さくらし） 東金市（とうがねし） 習志野市（ならしのし） 柏市（かしわし） 市原市（いちはらし） 八千代市（やちよし） 我孫子市（あびこし） 鎌ヶ谷市（かまがやし） 四街道市（よつかいどうし） 八街市（やちまたし） 印西市（いんざいし） 白井市（しろいし） 大網白里市（おおあみしらさとし） 白子町（しらこまち） 長柄町（ながらまち） 富里市（とみさとし） 山武市（さんむし） 印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち） 山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）	8月13日